

記者発表 令和2年10月29日(木) 16時40分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 収税課 (電話059-229-3135)	税務担当参事(兼)特別滞納整理推進 担当参事・収税課長 家城 覚

## 収税課職員による収納金着服に関する告訴について

収税課職員による収納金着服に関する告訴状を令和2年10月29日付けで津警察署に提出しましたので、下記のとおり発表いたします。

### 記

#### 1 事件概要

##### (1) 当事者

ア 告訴人 津市西丸之内23番1号

津市 代表者 津市長 前 葉 泰 幸

イ 被告訴人 政策財務部収税課主査(35歳・男性)

##### (2) 告訴の趣旨

被告訴人の所為は、窃盗罪(刑法第235条)又は業務上横領罪(刑法第253条)に該当すると思料するので、被告訴人を厳重に処罰されたく告訴する。

#### 2 告訴事実の概要

被告訴人は、令和2年4月1日から津市政策財務部収税課の徴収担当の職員として、納税者から納付される税金の收受など現金取扱業務に携わっていた。

告訴事実が発生したのは、令和2年10月9日(金)午後3時20分頃で、被告訴人は、同課の職員らが同日午前11時頃から午後3時20分頃までの間に收受し金融機関に入金するまで一時的に同課に設置している金庫に保管していた現金の中から402,960円(以下「本件現金」という。)及び納付済通知書(1枚)を抜き取り、本件現金を着服したものである。

告訴事実が発覚したのは、同月13日(火)午後7時30分頃、同課の職員が本件現金に係る納付経過を記録しようとした際、本件現金が入金されていないことに気付き、上司に報告し、同月14日(水)午前10時30分頃、税務・財産管理担当理事らが本件現金の入金処理を担当した被告訴人に対し、事情説明を求めたところ、被告訴人が告訴事実を告白したものである。

#### 3 処罰要求

本件現金については、令和2年10月14日(水)午後2時頃、同課の職員らが、被告訴人の立会の下、被告訴人の居住地で発見し、全額回収したが、市民から納付された税金を窃取又は横領したことは、公務員としてあるまじき行為であり、被告訴人の処罰を求め告訴したものである。